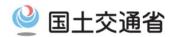
資料-4

## 民間等電子基準点の現状について

## 民間等電子基準点の取組状況



- 電子基準点の観測データは測量の基準、地殻変動監視、位置情報サービスの支援として活用
- スマート農業等で、民間等のGNSS連続観測局の設置が進むとともに、複数の携帯キャリアは独自のGNSS連続観測局 を設置し、新たな位置情報サービスを展開
- GNSS連続観測局の規格・基準を統一するための性能基準を策定し、令和2年4月から民間等電子基準点の登録制度 の運用を開始

## 【背景】

- 国土地理院は、「電子基準点」を全国約20 km間隔で約1,300点設置、測量の基準、 地殻変動監視、位置情報サービス支援に活用
- 一方、スマート農業等で民間等のGNSS連続観測局の設置が進むとともに、携帯キャリアが 独自のGNSS連続観測局による位置情報サービスを展開
- 民間等独自のGNSS連続観測局では、設置者ごとに規格や準拠座標がバラバラとなる可 能性がある。高精度な位置情報サービスのためには、国家座標(位置の基準)への準拠、 一定の精度の確保が重要

## 【制度概要】

2020年4月1日から民間等電子基準点登録制度の運用を開始

国十地理院が性能基準に基づき性能を評価。一定の性能を有するものを登録 (A級、B級又はC級)。 ※C級は2021年4月19日から新たに導入

A級:十木及び建築工事に活用可能な信頼性を確保、地殻変動監視にも活用可能 B級・C級:A級の要件を緩和、より一般的な位置情報サービスに活用可能 (B級とC級は座標時系列安定性や、使用する受信機の性能等により区別)

- 登録された基準点を利用することで、**国家**座標に準拠し、一定精度を有する GNSSデータを利用することが可能。
- 今後3000点を超える登録申請が行われる見込み(5月11日日本経済新聞記事)

